

各小・中学校長 殿

東根市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

小学校、中学校等の臨時休業及び今後の対応について（通知）

このことについて、村山教育事務所長をとoshi県教育委員会教育長から、別添写しのとおり依頼がありました。

臨時休業措置につきましては、令和2年4月6日付け東教委管発号外で通知しているところですが、依頼を受けて、本市における臨時休業期間を5月10日（日）まで延長します。

なお、義教第47号の内容に加え、特に下記の点に留意して、臨時休業及び今後の対応を進めていただきますようお願いします。

記

- 1 臨時休業期間（変更後） 令和2年4月9日（木）～5月10日（日）まで
- 2 登校日の設定
 - (1) 期間中に、学習や生活の状況把握と指示のために、児童生徒1人当たり2回程度（概ね週1回程度）、1回2時間以内の登校日を設定する。
 - (2) 感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるため、分散登校とする。
- 3 基本的な感染予防対策及び感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策、感染クラスター発生防止対策を継続する。
- 4 部活動は行わない。スポーツ少年団活動も同様とする。
- 5 小学校における子どもの居場所確保のための学校開放の取組を継続する。
- 6 児童生徒及び保護者の安心・安全のため、別添チェックリストを使って学校の再開に向けた体制整備を進め、5月8日（金）午後5時までに、確認結果をファックスで下記担当へ報告する。

【担当】東根市教育委員会管理課 田中 TEL 0237-43-1180 fax 0237-43-1176
